

令和3年度6月補正予算（第10号）案について

令和3年7月13日
 千葉県総務部財政課
 043-223-2076

八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにひかれ5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

こうした事故が二度と起きないように、緊急対策として、通学路の緊急一斉点検などを実施していますが、これらに加え、飲酒運転根絶に向けた緊急啓発や通学路等における取締り強化に必要な資機材の追加配備などに取り組むこととし、補正予算を編成しました。

また、7月12日から8月22日までの期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を12市から9市に変更した上で、引き続き、飲食店等への営業時間短縮等の要請を行ったことなどに伴い、飲食店等への協力金などについてもあわせて補正します。

これらの補正予算について、本日、追加提案します。

1 補正予算案の概要

補正予算規模 609億10百万円（補正後予算額2兆4,246億2百万円）

〔歳入内訳〕

- ・ 国庫支出金 608億43百万円（4,475億70百万円 5,084億13百万円）
- ・ 繰入金 67百万円（647億96百万円 648億63百万円）
 （財政調整基金繰入金）

【参考】6月補正予算について

- ・ 当初提案 1,857億19百万円
- ・ 追加提案（6月23日）
 - 閉会日議決分 177億30百万円
 - 先議分 347億60百万円
- ・ 追加提案（閉会日） 609億10百万円
- 合計 2,991億19百万円

2 補正予算の内容

飲酒運転根絶に向けた緊急啓発事業【新規】(くらし安全推進課) 15,000千円
飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転の危険性を改めて周知するため、ラジオCMや動画を用いた広報啓発を行います。

[事業内容]

- 1 ラジオCMの実施 4,900千円
県内のドライバーに対し、飲酒運転の危険性を訴えるラジオCMを作成し、放送します。
- 2 インターネットを活用した広報啓発活動 8,100千円
飲酒運転の根絶に向けた動画を作成し、インターネットで特定のキーワードを検索した際に表示される検索連動型広告に掲載することにより、広報啓発を行います。
- 3 チラシ・ポスター等の啓発資料の作成・配布 2,000千円
県を挙げて飲酒運転の根絶に向けて取り組むため、警察・市町村等を通じて、県民や事業者向けにチラシやポスター等を配布します。

通学路等における取締り強化(警察本部交通指導課) 82,000千円
通学路等での速度違反や飲酒運転などの抑止と取締りの強化のため、必要な資機材を追加配備します。

[事業内容]

- 1 可搬式オービスの購入(7台) 64,000千円
通学路等において、機動的に速度違反の取締りを実施できる可搬式のオービスを増強します。
- 2 呼気中アルコール測定器の購入(60台) 18,000千円
呼気に含まれるアルコール濃度の測定時間を短縮し、取締りの効率を高めるデジタル測定器を増強します。

子供たちの心のケア等を行う体制の強化(児童生徒課) 3,000千円
(既提案分とあわせ 860,526千円)
八街市立朝陽小学校等に通学する児童生徒の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの配置数を拡充します。

[事業内容]

- ・スクールカウンセラーの追加配置 3,000千円
[追加配置数]延べ76人・日(9月末までを想定)

その他、現在実施している対策

- ・通学路緊急一斉点検（教育庁学校安全保健課）
- ・市町村立小中学校における交通安全対策の強化や交通ルール等の遵守の徹底依頼（教育庁学校安全保健課）
- ・各学校における交通安全教室の実施（教育庁学校安全保健課）
- ・地域や保護者等による通学児童生徒の見守り活動の推進依頼（教育庁学校安全保健課）
- ・自動車を業務で使用する事業者等への再発防止対策の実施依頼（くらし安全推進課）
- ・通学・下校時間帯における広報車による広報活動（くらし安全推進課）
- ・通学・下校時間帯における見守り活動の強化（警察本部交通総務課）
- ・交通機動隊の集中投入による街頭監視活動の強化（警察本部交通総務課）

今後実施する予定の対策

- ・通学路の緊急一斉点検の結果を踏まえた、歩道・横断歩道・ガードレールの整備などの安全確保対策（全庁）
- ・教員等を対象とした研修会を通じた交通安全教育指導の徹底（教育庁学校安全保健課）

< 7月9日公表済 >

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 60,100,000 千円
（既定予算とあわせ 215,250,000千円）

県の要請期間（令和3年7月12日から8月22日まで）に、営業時間の短縮等を行った飲食店及び大規模施設等に対し、協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 52,600,000 千円（既定予算とあわせ 194,200,000 千円）

[対象者] 県内全域の飲食店

[主な支給要件]

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること

まん延防止等重点措置区域にあっては、

- ・酒類の提供を原則として行わないこと
- ・酒類の提供を行う場合は、人数が2人までのグループに限り、入店から退店までの時間を90分以内とすること
- ・営業時間は午後8時（酒類の提供は午後7時）までとすること 等

[支給額] 以下の区分に応じて算定した日額×42日

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市）

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・7万5,000円以下の場合：3万円〔日額〕
- ・7万5,000円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4〔日額〕
- ・25万円を超える場合：10万円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)〔日額〕

(2) その他区域

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5千円〔日額〕
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3〔日額〕
- ・25万円を超える場合：7万5千円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4〔日額〕

（上限額は、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

中小企業は1日当たりの売上高に応じた支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

2 大規模施設等に対する協力金 7,500,000千円(既定予算とあわせ 21,050,000千円)

[対象施設]まん延防止等重点措置を講じるべき区域内の大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者等

[支給対象]大規模施設:特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設
テナント・出店者等:上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等

[支給額]原則下記の1日あたりの支給金額 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 × 42日分

・大規模施設:休業面積1,000㎡毎に20万円/日

支給対象のテナント店舗等の数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。

・テナント・出店者等:休業面積100㎡毎に2万円/日

[支給要件]20時から5時は営業を自粛すること

業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること等

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業(経営支援課) 400,000千円
(既定予算とあわせ 1,130,000千円)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について引き続き実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査期間]令和3年7月14日~令和3年8月22日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供ルール 及び 時短営業の遵守 など

千葉県中小企業等事業継続支援金事業（産業振興課） 310,000千円
（既提案分とあわせ 14,310,000千円）

まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供停止を含む時短要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者に対して、国の交付金制度の拡充を活用して、支援金を上乗せして支給します。

[支給対象者]

令和3年4月から8月までの期間について、各月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して、70%以上減少している酒類販売事業者

[上乗せ支給額]

法人20万円/月（4月から8月の5か月で最大100万円）

個人10万円/月（ " 50万円）

ただし、売上減少額から国の月次支援金の上限額（法人20万円/月、個人10万円/月）を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を上限とし、支給額は各月ごとに算定することとします。

下記参考と併せて、法人は最大120万円、個人は最大60万円を支給します。

[申請受付期間] 令和3年8月上旬から令和3年12月末まで（予定）

[参考：(6月23日追加提案) 令和3年度6月補正予算（第8号）]

千葉県中小企業等事業継続支援金事業【新規】（産業振興課） 14,000,000千円

長引く感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等を幅広く支援するため、法人20万円、個人事業主10万円を支給します。

[支給対象者]

令和3年4月～8月までのいずれかひと月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して、30%以上減少した県内中小企業者等

千葉県感染拡大防止対策協力金事業の支給対象（飲食店、大規模施設・テナント等）となる場合については、対象となりません。

[支給額] 法人20万円 個人事業主10万円（いずれも1回限り）

[申請受付期間] 令和3年8月上旬から令和3年12月末まで（予定）

資料 1

会計別予算規模

(単位:百万円、%)

	令和3年度予算				計①	令和2年度 当初予算 ②	比較		今回追加分の主な増減理由
	現計	6月補正		計①			①-②	①/②	
		当初提案	追加提案						
一般会計 (A)	2,125,483	185,719	52,490	60,910	2,424,602	1,819,485	605,117	133.3	
財政調整基金	11,521	29,300		67	40,888	50,026	▲9,138	81.7	一般会計繰出金の増 67 (40,800→40,867)
県債管理事業	397,307				397,307	505,696	▲108,389	78.6	
地方消費税清算	673,667				673,667	688,736	▲15,069	97.8	
自動車税証紙	4,972				4,972	5,794	▲822	85.8	
市町村振興資金	2,100				2,100	2,100		100.0	
母子父子寡婦福祉資金	295				295	285	10	103.5	
心身障害者扶養年金事業	764				764	758	6	100.8	
国民健康保険事業	510,611				510,611	511,710	▲1,099	99.8	
日本コンベンションセンター 国際展示場事業	5,238				5,238	5,415	▲177	96.7	
小規模企業者等設備導入資金	176				176	245	▲69	71.8	
工業団地整備						54	▲54	皆減	
就農支援資金	37				37	69	▲32	53.6	
営林事業	284				284	313	▲29	90.7	
林業・木材産業改善資金	41				41	45	▲4	91.1	
沿岸漁業改善資金	102				102	102		100.0	
港湾整備事業	1,565	845			2,410	2,879	▲469	83.7	
土地区画整理事業	6,844	4,301			11,146	12,395	▲1,249	89.9	
奨学資金	1,362				1,362	1,094	268	124.5	
特別会計計 (B)	1,616,885	34,446		67	1,651,398	1,787,715	▲136,317	92.4	
上水道事業	収益的支出	78,306			78,305	78,268	37	100.0	
	資本的支出	70,236			70,237	67,870	2,367	103.5	
工業用水道事業	収益的支出	13,084			13,084	12,911	173	101.3	
	資本的支出	8,879			8,879	8,230	649	107.9	
病院事業	収益的支出	51,063			51,063	50,437	626	101.2	
	資本的支出	6,401			6,401	14,749	▲8,348	43.4	
造成土地管理事業	収益的支出	12,333			12,333	12,495	▲162	98.7	
	資本的支出	4,216			4,216	4,287	▲71	98.3	
流域下水道事業	収益的支出	36,207			36,207	35,586	621	101.7	
	資本的支出	8,634	3,034		11,668	13,294	▲1,626	87.8	
公営企業会計(C)	289,360	3,034			292,394	298,128	▲5,734	98.1	
合計 (A)+(B)+(C)	4,031,729	223,199	52,490	60,977	4,368,395	3,905,329	463,066	111.9	

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げが一致しない場合がある。

6月23日に追加提案し先議された、補正予算(第7号)は「追加提案」の欄に含んでいます。※追加提案時は補正予算(第9号)

区分	R2年度末 現在高 見込	R3年度中増減見込								R3年度末 現在高 見込
		積立				取崩し				
		現計	6月補正		計	現計	6月補正		計	
当初提案	今回追加分		当初提案	今回追加分						
財政調整基金	54,093	21			21	11,500	29,300	67	40,867	13,247
県債管理基金	627,518	174			174	79,161			79,161	548,531
満期一括償還分	591,226					79,161			79,161	512,065
上記 以外	(特会)土地区画整理事業分 一般会計分	1 36,291								1 36,465
県有施設長寿命化等推進基金	68,193	15			15	4,043	55		4,098	64,110
社会資本整備等推進基金	31,908	16			16					31,924
災害復興・地域再生基金	7,764	4			4	7,764			7,764	4
災害救助基金	4,040	52			52	338			338	3,754
心身障害者扶養年金基金	27									27
社会福祉・医療施設整備等推進基金	2,490					336			336	2,154
介護保険財政安定化基金	3,293									3,293
国民健康保険財政安定化基金	12,796	2			2	1,891			1,891	10,907
後期高齢者医療財政安定化基金	6,597	1			1					6,598
安心子ども基金	2,998	4			4	1,623			1,623	1,379
地域医療介護総合確保基金	10,515	3,706	989		4,695	6,862	989		7,851	7,359
地域環境保全基金	382									382
ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	870					870			870	
森林整備担い手対策及び市町村支援等推進基金	688	120			120	115	7		122	686
中山間地域農村活性化基金	569	2			2	14			14	557
農地中間管理事業等推進基金	163					155			155	8
警察本部庁舎等建設基金	6,477	1			1	746			746	5,732
小計(特定目的基金)	841,382	4,119	989		5,107	115,416	30,352	67	145,836	700,653
うち満期一括償還分を除く	250,155	4,119	989		5,107	36,256	30,352	67	66,675	188,588
土地開発基金	1,800									1,800
美術品等取得基金	2,000									2,000
小計(定額運用基金)	3,800									3,800
合計	845,182	4,119	989		5,107	115,416	30,352	67	145,836	704,453